

令和4年度 定期総会結果報告

令和4年度定期総会が、去る5月31日午後2時から開催されました。
本人出席は84名(役員含む)、委任状による出席は1596名でした。

令和4年度
副会長 九石 拓也

議案	概要	結果
【第1号議案】 令和3年度一般会計・特別会計決算の件	一般会計は、約3億6257万円の赤字予算を組んでいたが、当期収入は予算を上回る合計約12億3962万円であり、当期支出は主にコロナ禍の影響により執行率が例年よりも低く抑えられ、合計約12億6037万円となり、単年度収支は約2075万円の支出超過となった。この結果、前年度からの繰越金約10億4553万円が当該超過で減少し、令和4年度に約10億2478万円を繰り越すこととなった。特別会計のうち基本財産基金については、弁護士会館20年目大規模改修工事があったため約4億6853万円の支出超過となり、次年度への繰越金は約39億7383万円となった。	異議なく可決承認
【第2号議案】 令和4年度一般会計・特別会計予算案の件	一般会計の予算規模は22億6646万円(当期収入予定12億4167万円、繰越金10億2478万円、支出予定15億4165万円 ※1万円未満は切捨)である。単年度では、2億9998万円の赤字予算である。	圧倒的賛成多数により可決承認
【第3号議案】 令和5年度4・5月分 一般会計・特別会計暫定予算案の件	一般会計及び特別会計について、令和4年度予算の2か月分を令和5年4・5月分の暫定予算とする。なお、会計規則第16条第2項(改正令和3年2月9日規則第4号)に基づき、「災害その他やむを得ない事由により定期総会を5月に開くことができないときは、暫定予算の額の2分の1に相当する額をもって6月から定期総会で予算が議決される月までの各月分の暫定予算とする」旨を付記している。	異議なく可決承認
【第4号議案】 入会金及び各種会費等に関する会規一部改正の件 (※法人会費関連)	当会の弁護士法人の会費は所属する社員の人数によって金額が異なっているが、社員数が10名の弁護士法人の会費の額を日弁連と同様に最高額の半額とするため、第3条第11項を一部改正する。なお、この改正により、社員数が10人の弁護士法人の会費については、現行の月額16,000円から月額8,000円へ減額となる。	異議なく可決承認
【第5号議案】 第二東京弁護士会多摩支部会規一部改正の件	支部会員による支部総会招集の請求権、総会招集における通知事項及び通知期限、並びに支部長不在時における副支部長の代行規定を定め、多摩支部の意思形成や組織編制を明確化する。	異議なく可決承認
【第6号議案】 第二東京弁護士会会則一部改正の件 (※共同法人制度創設関連)	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正に伴う、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度」創設に対応するための会則等の改正を行うもの。	異議なく可決承認
【第7号議案】 共同法人会則規定の件	同上	異議なく可決承認
【第8号議案】 弁護士法人会則一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第9号議案】 外国法事務弁護士特別会員及び 外国法事務弁護士法人特別会員会則一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第10号議案】 第二東京弁護士会市民会議に関する会規一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第11号議案】 選挙会規一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第12号議案】 会員の公益活動等に関する会規一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第13号議案】 懲戒手続の事前公表に関する会規一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第14号議案】 懲戒処分歴の開示に関する会規一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第15号議案】 共同法人会員に係る懲戒処分歴の開示に関する 会則規定の件	同上	異議なく可決承認
【第16号議案】 業務上の預り金の取扱いに関する会規一部改正の件	同上	異議なく可決承認
【第17号議案】 入会金及び各種会費等に関する会規一部改正の件 (※共同法人制度創設関連)	同上	異議なく可決承認
【第18号議案】 第二東京弁護士会多摩支部会規一部改正の件 (※共同法人制度創設関連)	同上	異議なく可決承認
【第19号議案】 綱紀委員会委員選任の件	法定委員会である綱紀委員会委員について、任期満了に伴う再任及び新任委員を選任する。	異議なく可決承認
【第20号議案】 第19号議案において選任された委員がその選任後任期満了まで欠けた場合の補欠選任について常議員会に一任する件	第19号議案において選任された綱紀委員会委員が任期満了までに欠けた場合、その都度総会を開催することは現実的でないため、その選任を常議員会に一任する。	異議なく可決承認
【第21号議案】 災害その他やむを得ない事由により、令和5年度の定期総会を5月に開くことができないときは、当会綱紀委員会委員及び予備委員の選任を常議員会に一任する件	災害その他やむを得ない事由を理由に、令和5年度の定期総会が当初の予定時期より延期して開催された場合、綱紀委員の選任ができず、綱紀委員会の開催に影響を及ぼすこととなる。そのため、定期総会が順延された場合に限り、綱紀委員会委員の選任を常議員会に一任する。	異議なく可決承認
【議決権数(午後2時05分現在)】	総議決権数1596(外国法事務弁護士特別会員が議決権を有しない議案は1591) ・弁護士会員 84(含役員 8)、委任状 1507 ・外国法事務弁護士特別会員 0、委任状 5	